

令和５年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人労働者健康安全機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第７条第１項の規定に基づき、当機構における令和５年度環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

Ⅰ 特定調達物品等の令和５年度における調達の目標

令和５年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和５年２月２４日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮するよう努める。

１ 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

２ 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

消しゴム	
ステープラー（汎用型）	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり（液状）（補充用を含む。）	
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
のり（固形）（補充用を含む。）	
のり（テープ）	
ファイル	
バインダー	
ファイリング用品	
アルバム（台紙を含む。）	

つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーテーション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

9 エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 ※エアコンディショナーにおいては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。
---	---

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 ※LED照明器具においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

12 自動車等

乗用車	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	調達の予定はない。
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

13 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

14 制服・作業服

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

15 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

16 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

17 その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
防球ネット	調達の予定はない。
旗 のぼり 幕	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
モップ	令和5年度に購入する物品及び同年度から新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

18 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
--	-----------

Web会議システム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------	------------------------------

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21 役務

省エネルギー診断 印刷	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
食堂	当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数は8件を予定している。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
輸配送 旅客輸送（自動車）	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	当該年度に調達する基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の総件数は14件を予定している。

クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

２２ ゴミ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
------------	------------------------------

II 特定調達物品等以外の令和５年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- １ グリーン購入の調達の推進を図るため機構内組織として推進本部を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- ２ 本調達方針は本部及び全ての施設を対象とする。
- ３ 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ公表する。
- ４ 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- ５ 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- ６ 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- ７ 本調達方針に基づく相談窓口は、労働者健康安全機構経理部契約課とする。

本件問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構経理部契約課

労働者健康安全機構グリーン調達推進体制概要図

